

令和3年度環境対応車導入促進助成事業 実施要領

公益社団法人 全日本トラック協会

1. 事業の趣旨

環境負荷の低減及び代替エネルギー対策の推進による安定的な輸送力を確保するため、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車など環境対応車の導入促進を図る。

2. 予算額

200百万円

3. 助成対象車両

交付要綱第2条(1)の別に定める助成対象車両は、車両総重量2.5トン超の車両であって、以下に該当する自動車のうち、別表に示す自動車とする。なお、(1)及び(2)は、新車新規登録自動車に限るものとする。また、交付要綱第5条第1項の会計年度の別に定める期日は、令和3年4月1日(木)から令和4年3月11日(金)とし、この間に事業が完了した車両を助成対象とする。

- (1) 天然ガス自動車
- (2) ハイブリッド自動車
- (3) 天然ガス自動車(使用過程にあるディーゼル車からの改造)

4. 助成金の交付額

交付要綱第4条第1項の別に定める助成金の交付額は、別表の「環境対応車導入促進助成金交付額」によるものとする。なお、消費税等は助成の対象外とする。

5. 協調補助

原則として国の補助金を併用することを条件とする。

ただし、本実施要領4.別表中Ⅱの車両総重量2.5トンクラスの天然ガス自動車(新車)及びハイブリッド自動車(新車)並びに本実施要領12.(2)に該当する車両については、この限りではない。

6. 交付申請受付期間

環境対応車導入促進助成事業に係る交付申請受付期間は、令和3年4月1日(木)～令和4年1月28日(金)とする。

なお、上記期間内であっても、予算額に達した場合はその時点で申請受付を終了する。

7. 交付申請及び交付決定

- (1) 交付要綱第6条第1項の別に定める交付申請書は、様式1の「環境対応車導入促進助成金交付申請書」によるものとし、同条同項の別に定める期日は、事業完了日の前日までとする。
- (2) 交付要綱第7条第1項の別に定める交付決定通知書は、様式2の「環境対応車導入促進助成金交付決定通知書」によるものとし、前号の交付申請に係る関係書類を受領確認後、順次交付決定を行うものとする。

8. 車両代金の支払い

本実施要領3.に定める期日に事業が完了した車両の代金について、リースによる導入の場合はリース事業者が、買取りによる導入の場合は割賦による導入の場合を除いて事業者が、それぞれ令和4年3月31日（木）までに支払いを完了させるものとする。

9. 実績報告書及び助成金請求書の提出

- (1) 交付要綱第8条第1項の別に定める地方ト協が全ト協に提出する実績報告書は、リースによる導入の場合は様式3-1の「環境対応車導入促進助成事業実績報告書（リース）」、買取りによる導入の場合は様式3-2の「環境対応車導入促進助成事業実績報告書 兼 助成金交付請求書（買取り）」によるものとし、同条同項の別に定める期日は、いずれも助成対象事業者から地方ト協へ提出された実績報告書の受領日から1ヶ月以内もしくは令和4年4月5日（火）のいずれか早い日とする。
- (2) 買取りのうち割賦による導入の場合は、様式3-2の「環境対応車導入促進助成事業実績報告書 兼 助成金交付請求書（買取り）」の添付書類として、「車両代金支払いに係る領収書の写し」に代えて、割賦販売契約書の写しなど割賦導入したことが確認できる書類を添付すること。
- (3) 交付要綱第8条第2項の別に定めるリース事業者が全ト協に提出する助成金請求書は、様式3-3の「環境対応車導入促進助成金請求書」によるものとし、交付要綱第8条第2項の別に定める期日は、事業完了日から1ヶ月以内もしくは令和4年4月5日（火）のいずれか早い日とする。

10. 申請内容の変更・取下げ

交付要綱第10条第1項の別に定める交付申請変更届出書は、様式4の「環境対応車導入促進助成金交付申請変更届出書」によるものとし、また、同条第2項の別に定める交付申請取下届出書は、様式5の「環境対応車導入促進助成金交付申請取下届出書」によるものとする。

1 1. 財産処分

交付要綱第 1 1 条第 4 項の別に定める財産処分等届出書は、様式 6 の「環境対応車導入促進助成事業に係る財産処分等届出書」によるものとする。

1 2. 留意事項

(1) バイフューエル車の取り扱い（実施要領 3. 関係）

CNG燃料とガソリン燃料を併用するバイフューエル車については、天然ガス自動車として助成対象とする。

バイフューエル車の助成金交付申請を行う場合には、交付申請書の「車両の型式」欄に、車両の型式と共に「バイフューエル車」である旨の記載をすること。

(2) やむを得ず国の補助要件を満たせない車両（実施要領 5. 関係）

次の①～④のいずれかに該当する車両は、国の補助金の併用を条件としない。

- ① 国の交付予定枠の申込みができなかった車両
- ② 国の交付予定枠の申込みを行ったが、台数制限等により内定通知がされなかった車両
- ③ 国の補助台数要件を満たせない車両
- ④ 割賦により導入された車両

(3) 都道府県トラック協会の助成金の協調（実施要領 5. 関係）

全ト協の助成事業に関しては、都道府県トラック協会の助成金の協調は求めないが、都道府県トラック協会において助成要綱等を定め、交付申請業務等の事務手続きを行うこととする。

(4) 車両登録後の申請（実施要領 6. 関係）

環境対応車導入促進助成事業に係る申請受付期間は、本実施要領 6. を原則とするが、助成事業が継続して実施できるよう、4 月～6 月の登録車両に限り事業完了日以降の申請を認めることとし、その受付期限は 7 月 30 日（金）とする。

(5) その他

令和 3 年度における環境対応車導入促進助成事業に係る手続きの詳細については、別途全ト協が定めるものとする。

環境対応車導入促進助成金交付額

交付要綱第4条第1項に定める助成金の交付額は、以下のとおりとする。

I. 国の補助金を併用することを条件とするもの

1. 天然ガス自動車（新車）

価格差^{注1}の1/6

最大積載量	価格差（円）	助成額（円）
2トンクラス	730,000	122,000
4トンクラス	2,750,000	459,000

※バイフューエル車の助成額は、定額50,000円とする。

2. ハイブリッド自動車（新車）

価格差の1/8

最大積載量	価格差（円）	助成額（円）
2トンクラス	770,000	97,000
4トンクラス	2,680,000	335,000

3. 天然ガス自動車（使用過程車改造）

定額助成

最大積載量	改造費 ^{注2} （円）	助成額（円）
2トンクラス	730,000	100,000
4トンクラス	2,750,000	

注1：国の定める「通常車両価格との差額」

注2：国の定める「使用過程におけるディーゼル車のCNGトラックへの改造事業における、改造に要する経費」

- ・いずれも前年度実績に基づく額であり、国の定める額に変更がある場合は更新する。
- ・いずれも消費税及び地方消費税は助成の対象外とする。
- ・地方自治体の補助がある場合、地方ト協または地方ト協と全ト協のそれぞれの助成額から減額することができる。

II. 国の補助金を併用することを条件としないもの

1. 天然ガス自動車（新車）

定額助成

車両総重量	助成額（円）
25トンクラス	1,000,000

2. ハイブリッド自動車（新車）

定額助成

車両総重量	助成額（円）
25トンクラス	300,000

以上